

## 虐待防止のための指針

### 1. 虐待防止の基本姿勢

利用者の人格を尊重し、尊厳を守り、利用者の意向に添った看護を心がけるとともに看護の質の向上を図り、いかなる時も利用者に対して虐待を行ってはならない。そのため、当ステーションの基本的な考え方として、この指針を定め、職員が高齢者虐待について正しく理解し、虐待を未然に防ぐ対策を検討する虐待防止検討委員会を設置する。また、委員会主催の研修会を行い、不適切看護等を検討し、虐待を防止する。

### 2. 虐待の定義

#### 1) 身体的虐待

利用者の身体に外傷が生じ、または生じるおそれのある暴力を加えること、また、正当な理由もなく身体を拘束すること。

#### 2) 看護放棄・放任

利用者を衰弱させるような著しい減食または放置、その他の利用者を擁護すべき職務上の義務を著しく怠ること。

#### 3) 心理的虐待

利用者に対する著しい暴言、または著しく拒絶的な対応、その他利用者に心理的外傷を与える言動を行うこと。

#### 4) 性的虐待

利用者にわいせつな行為をすること、または利用者にわいせつな行為をさせること。

#### 5) 経済的虐待

利用者の財産を不当に処理すること、その他当該利用者から不当に財産上の利益を得ること。

### 3. 虐待・不適切看護の未然防止の取り組み

- 1) 提供する看護の点検と虐待に繋がり兼ねない不適切な看護の改善による看護の質を高めるための取り組み
- 2) 職員が権利擁護や虐待防止の意識の醸成と認知症看護等に対する理解を深めるための研修の実施・教育等の取り組み
- 3) 職員の虐待防止チェックによる定期的な評価と意識向上

### 4. 虐待発生時の対応と報告

#### 1) 虐待の発見及び通報

①職員は利用者、契約者または職員から虐待の通報があった場合は、本指針に沿って対応する。

②利用者に対して虐待等が疑われる場合は、管理者に速やかに報告するとともに、管理者は品川区に報告し、速やかに解決に繋げる。

品川区しながわ見守りホットライン（高齢者虐待）03-3772-6699

#### 2) 虐待に対する職員の責務

①職員は、日頃から虐待の早期発見に努めなければならない。

②虐待防止検討委員会は、ステーション内において、虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合、速やかに管理者へ報告する。管理者は、速やかに品川区もしくは警察、または在宅介護支援センターに通報しなければならない。

品川区しながわ見守りホットライン（高齢者虐待）03-3772-6699

### 5. 管理者の責務

- 1) 虐待内容及び原因の解決策の責務
- 2) 虐待防止のため当事者との話し合い
- 3) 虐待防止に関する一連の責任者

### 6. 虐待防止チェックリストによる定期的な評価

虐待防止チェックリストは、職員が自身の看護を見つめなおし、自らの行動を確認し、虐待防止の意識を向上するためのものである。

集計は虐待防止委員会で行い、報告する。

## 7. 当該指針の閲覧

当指針は、求めに応じ、いつも閲覧できるように文書の掲示を行う。

令和 6年 3月 1日  
医師会立荏原訪問看護ステーション